

春の全道火災予防運動 「消すまでは出ない行かない離れない」

4月20日～4月30日



住宅用火災警報器の設置について
住宅用火災警報器の設置が義務化となり2年が経過しようとしておりますが、

昨年11月に消防職員の行った防火訪問では未だ6割程度にとどまっています。

この運動は、火災が発生しやすい時期を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止しようと行われるもので、特に住宅火災では高齢者を中心とする犠牲者が増えていますので、火災による高齢者の死傷者を大幅に減少させることを目指しています。



住宅用火災警報器の維持管理について
ここで2つのポイントを紹介いたします。
◇定期的に作動を確認します。定期的に点検ボタンを押すなどして作動確認を行いましょう。

◇定期的にお手入れをしましょう。

火災を予防するために今日から誰にでもできる6つのポイントを簡単に紹介します。



住宅用火災警報器はホコリが入ると誤作動を起こす場合がありますので定期的に掃除をしましょう。
取り扱いについては機種により違いますので、購入した住宅用火災警報器の説明書を確認してください。

◇寝タバコは絶対にしないさせないこと。

◇ストーブなどの暖房器具の近くには、燃えやすい物を置かないこと。

◇ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消すこと。

◇コンセントやプラグはこまめに掃除をしてほこりをためないこと。

◇家のまわりには、燃えやすい物を置かないこと。

◇日頃から避難方法、役割分担などの防火対策を考

生命や財産を守るためにも、住宅用火災警報器を設置しましょう。

また、すでに設置している家庭については、いざと

いう時に適切に機能するため普段からの維持管理が重要となります。

住宅用火災警報器に対するお問い合わせなどはもちろん他にも不明な点がありましたら松前消防署までご連絡ください。

防火対策については、家族だけでなく隣近所の人たちとも話し合い、地域みんなで協力体制を作りましょう。また、もし火災を発見した場合は、火災警報器の音だけにたよらず、大きい声で周りに助けを求め、すぐに消防署へ119番通報することが大切です。

